Labour Update
労組周辺動向 No. 217

2025 - 05 - 09

1. 法・政策

(1) 40年変更なし「さすがにまずい」　厚労省が「労働者」の条件再検討

アマゾン配達員などネットを介して働くプラットフォーム（PF）ワーカーの権利保護を見据え、厚生労働省は5月2日、法律上の「労働者」として認める条件について、見直しを含めた議論を始めた。本格議論は1985年以来40年ぶり。どう条件を見直し、新しい働き手の生活や権利を守るのか。

厚労省が5月2日午後に立ち上げたのは「労働基準法における『労働者』に関する研究会」。座長の岩村正彦・東京大学名誉教授はあいさつで「40年がたち、ネットやスマートフォンを使った世界の変化に必ずしも対応できていない部分があるという指摘がある。一定の期間をかけて研究を行うことが必要だ」と語った。

議論の対象は1985年に労働法研究者がまとめた研究会報告だ。労基法9条が定める「労働者」（事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者）と認めるための判断要素が示されている。

例えば、仕事の際に使用者の指揮監督がある▽勤務場所や時間などが決まっている▽一定時間労務を提供したことに対して報酬が決まる――といった要素で、主に雇用契約を結ぶ会社員など、働き

方の裁量や自由度が限定されている働き手が、こうした要素を参考に総合的に「労働者」と判断され、法律上の保護を受けてきた。

一方、近年は、ネット通販大手「アマゾン」や飲食宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の配達員など、スマートフォンのアプリなどを介して仕事を請け負うPFワーカーが登場している。

比較的働き方の自由度が高い個人事業主で原則、「労働者」に適用される最低賃金や残業代という仕組みの対象外。だが、アプリなどで使用者側から配送ルートなどの指示を受けつつ、GPSで働く状況を逐次把握されながら指示を受けるなど、使用者側に「指揮監督」されている実態があり、「労働者」として労災が認められるケースも出てきた。

厚労省も2023年に労災などの認定の事例集で、個人事業主の配達員の実態を紹介。「アプリを通じて、荷物・配送先・配送順・配送コース等が割り当てられる」「荷物については配送を拒否することはできない」などと記し、PFワーカー保護の必要性を示していた。

すでに米労働省は2024年1月、ネットを通じて仕事を請け負う働き手を、実質的に企業と雇用関係にある「労働者」と判断して保護しやすくする新規則をまとめ、欧州連合（EU）も同年10月、PFワーカーを原則として正式な雇用関係のある労働者と推定し、保護する指令を採択。今年6月に開かれる国際労働機関（ILO）総会でも、議題として扱われる予定だ。

「労働基準法における『労働者』に関する研究会　第１回資料　2025年5月2日　厚生労働省　労働基準法における「労働者」に関する研究会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57506.html

2. 法違反・闘い

(1)　ロサンゼルス郡職員ら約5万5000人がストライキ…トランプ政権による連邦資金打ち切りなど理由に待遇改善訴え

トランプ政権による連邦資金の打ち切りが行われる中、ロサンゼルス郡の職員らが待遇改善などを求めてストライキを行った。

4月29日、ロサンゼルス郡の職員が所属する労働組合の約5万5000人が一斉にストライキを行った。

職員らは郡が労働法を順守していないと訴えている他、山火事の復興費や、トランプ政権による連邦資金の打ち切りなどを理由に雇用待遇を改善しないことなどを問題視している。

職員らは、48時間ストライキを行い一部の公共サービスをストップする。

(2) 入社2年目の研究員自殺 両親がメーカーなどに賠償求め提訴へ

東京に本社がある大手炭素製品メーカー、「日本カーボン」の滋賀県内にある研究所で働いていた25歳の研究員の男性が4年前の2021年、自殺したことについて、両親は30日、会社と上司に9000

万円あまりの賠償を求める訴えを東京地方裁判所に起こす。

訴状によると、男性はリチウムイオン電池の研究などを担当し、毎月レポートを提出していたが、職場で隣に座る上司から「こんなレポート使えない」とか「訳分からん」などと言われ、具体的な指示がないまま何度も書き直しを命じられたとしている。

労働基準監督署は2024年4月、「達成が困難なノルマで、上司の発言は強い叱責にあたる」として労災と認定していて、遺族側は「男性が自殺したのは会社と元上司に原因がある」と主張している。

(3) “関西生コン”組合員の無罪確定「ほっとした」　検察側が上告断念　一連の裁判では２０人に無罪判決

無罪判決が相次いでいる労働組合をめぐる裁判。また、無罪が確定した。

ミキサー運転手で連帯労組「関西地区生コン支部」の組合員・吉田修さん（６３）は２０１７年、京都府木津川市の生コンクリート会社で働く組合員の男性が子どもを保育所に通わせるために必要な「就労証明書」の発行を、会社の役員に執ように求めたなどとして、強要未遂の罪に問われていた。

１審の京都地裁では有罪判決を受けたものの、２審の大阪高裁では逆転無罪に。その後、最高裁から無罪判決を破棄されて裁判が差し戻されたが、今年４月、大阪高裁は「会社には証明書の作成義務があり、吉田さんの行為は社会的正当性を欠くとはいえない」として再び無罪を言い渡していた。

そして、期限の５月１日までに検察側は「適法な上告理由までは見いだし難い」と上告を断念。吉田さんの無罪が確定した。

一連の関西生コン事件の裁判では、法廷で争うのべ３９人のうち２０人に無罪判決が出る異例の展開となっている。

(4) 外国人労働者 会社都合待機で給与や手当未払い 会社に改善命令

外国人労働者およそ160人が山梨県の菓子メーカー「シャトレーゼ」と雇用契約を結んだのに会社側の都合で待機状態が続いて給与も支払われなかったとして、出入国在留管理庁が2日、会社に改善命令を出した。

甲府市に本社がある菓子メーカー、シャトレーゼでは、去年5月ごろ、特定技能の在留資格を持つ外国人労働者が会社側の都合で待機状態が続き、給与や休業手当が支払われていないことが発覚した。

会社によると、新たな工場を稼働するために外国人を募集したが、工場の建設が当初の計画より遅れたことなどから、すぐに働かせられない状況になってしまったと述べている。

関係者によると、未払いはおよそ160人、合わせて4100万円余りで、長い人で、4か月分の未払いがあったとされている。

これについて、出入国在留管理庁は、5月2日、会社に対して改善命令を出した。

その後、未払い分は支払われた。

3. 情勢・統計

(1) 生活保護申請２カ月連続増　２月、３・６％

厚生労働省は5月７日、２月の生活保護申請件数が１万９０７８件で、前年同月と比べて３・６％増えたと発表した。増加は２カ月連続となる。
２月から生活保護を受け始めたのは１万７５２７世帯で、３・６％増。以前から受けている人を含む受給世帯数は１６４万６２２９世帯で、０・２％減った。

「生活保護の被保護者調査（令和７年２月分概数）の結果を公表します」　2025年5月７日　厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2025/dl/02-01.pdf

(2)　立憲「みんな正社員に」雇用・賃上げの政策取りまとめ　労働基本法制定で「社会・雇用構造を作り直す」

立憲民主党は5月7日、雇用や賃上げに関する政策を取りまとめた。「みんな正社員に！」と題し、直接雇用を基本原則とすることなどを定める「労働基本法」の新規制定などを盛り込んだ。

立憲では、2025年夏の参院選の公約作成に向け、党内の各部門ごとに政策の取りまとめを行っている。

このうち「雇用問題対策・賃上げプロジェクトチーム」がまとめた政策では、雇用の基本原則を「期間の定めのない直接雇用」とし、派遣労働は「専門性を発揮できる職種」に限定するとした。

諸事情でフルタイム勤務ができず、非正規雇用に就いている労働者については、「通常勤務」と「短時間勤務」の行き来ができ、評価や処遇にも影響しない仕組みを作るとした。

また、「偽装請負やスキマバイトのような使用者責任の回避を許さない」とし、フリーランスや個人事業主も、労働者として適切に保護されるような改革を行うという。

立憲は今後、各部門がまとめた政策を順次発表し、参院選の公約に盛り込む。